

第一 総論

1 計画の目的

本計画は、ひとりひとりが個人として厚く尊重される「すべてのひとがいいきとくらせるまち」の実現の一環として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が抱える諸問題の解決を図ることを通じて、健康で文化的な安定した生活を送ることを目的に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域や民間団体の理解と協力を得ながら、総合的に推進するための自立支援の施策をまとめたものです。

なお、この実施計画における「ホームレス」とは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(第2条)に定義されている、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」をいいます。

2 計画の位置付け

(1) 法律の制定と計画の関係

現在の厳しい経済情勢等により、自立の意思がありながら野宿生活となることを余儀なくされたホームレスが全国に多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

一方、こうしたホームレスの多くは、河川や都市公園、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っており、地域社会とのあつれき等が生じています。

このように、ホームレスの増加傾向や、ホームレスに関する様々な問題が一層深刻さを増す中、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」という。)が成立し、平成14年8月7日に公布・施行されました。

ア 国の責務

法では、施策の目標が明示されるとともに、国の責務として総合的な施策の策定及び実施が規定(法第5条)され、国により「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が平成15年7月31日に策定されました。

イ 地方公共団体の責務

地方公共団体は、地方の実情に応じた施策の策定及び実施が責務とされ(法第6条)、また、必要があると認められるときは、国の基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定しなければならないとされました(法第9条)。

ウ 国民の協力

国民は、ホームレスに関する問題についての理解を深め、地域社会において、国や地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとされました(法第7条)。

エ ホームレスの自立への努力

ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとされました（法第4条）。

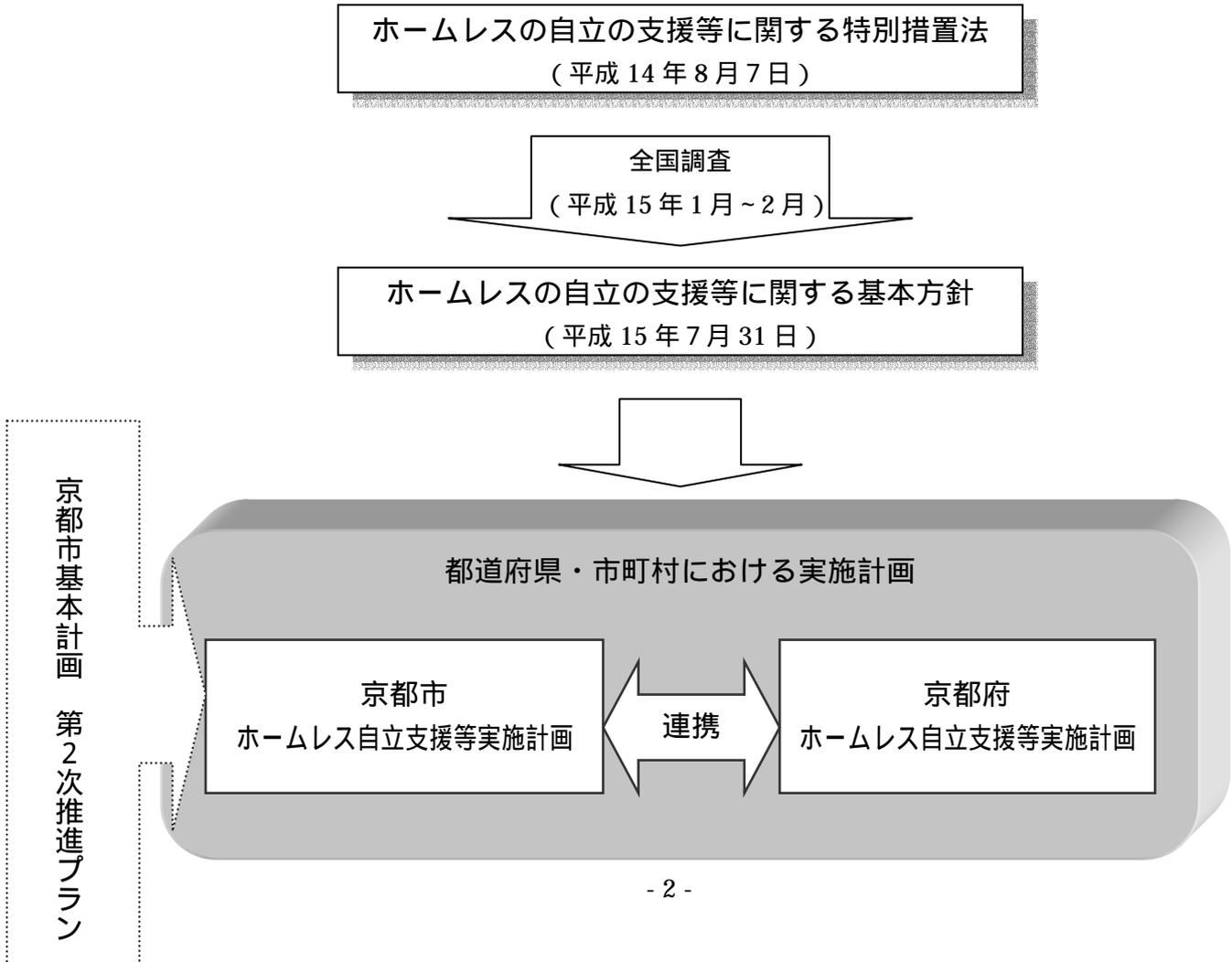
(2) 本市の計画

全国調査結果によれば、京都市のホームレス数は624人と指定都市（東京都23区を含む）の中で5番目に多い状況にあり、また、就労による自立意欲が高い者が多い状況等がみられることから、ホームレスの自立支援に関する様々な問題の解決が求められています。

京都市基本計画に掲げる、ひとりひとりが個人として厚く尊重される「すべてのひとがいいきとくらせるまち」の実現には、これらの問題の解決が不可欠です。

京都市におきましては、これまでから福祉及び医療施策を中心にホームレス支援施策を実施してきましたが、今後は、就業の機会の確保や、安定した居住場所の確保等も含めた総合的な支援施策が必要との観点から、法第9条第2項の規定に基づき、国の基本方針や京都府が定める実施計画に即して、京都市の実情に合った施策を総合的かつ計画的に実施し、これによりホームレスの自立を積極的に支援すること等により、ホームレスに関する課題の解決を図るため、京都市として実施計画を策定するものです。

なお、本計画の掲げる「ホームレス自立支援等の推進」は、京都市基本計画第2次推進プランにも盛り込まれているところです。



3 計画の実施期間

平成 16 年 8 月から平成 20 年度末までの約 5 年間とします。

なお、この実施計画の計画満了前に、実態調査の実施等により市内のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行い、次期の実施計画策定に反映させます。

	14	15	16	~	19	20	21	~	24	
法(国)	8.7 公布・施行		検討結果に基づく 必要な措置					失効		
基本方針(国)	7.31 策定		(運営期間:5年間)					見直し		
実施計画(京都府)			(計画期間:5年間)					見直し(予定)		
実施計画(京都市)	8月 策定		(計画期間:5年間)					見直し(予定)		

第二 ホームレスの現状

1 京都市におけるホームレスの現状

(1) 全国調査の概要

国は、法第 14 条に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の実施に資するため、平成 15 年 1 月から 2 月にかけて全国調査を実施しました。

具体的には、都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者を対象とした、全市区町村における目視によるホームレスの数の調査と、全国で約 2,000 人を対象とした面接による生活実態調査が行われました。

(2) 京都市におけるホームレスの状況

～平成 15 年 2 月全国調査結果から～

ア ホームレス数 …概数調査結果

(ア) ホームレスの数

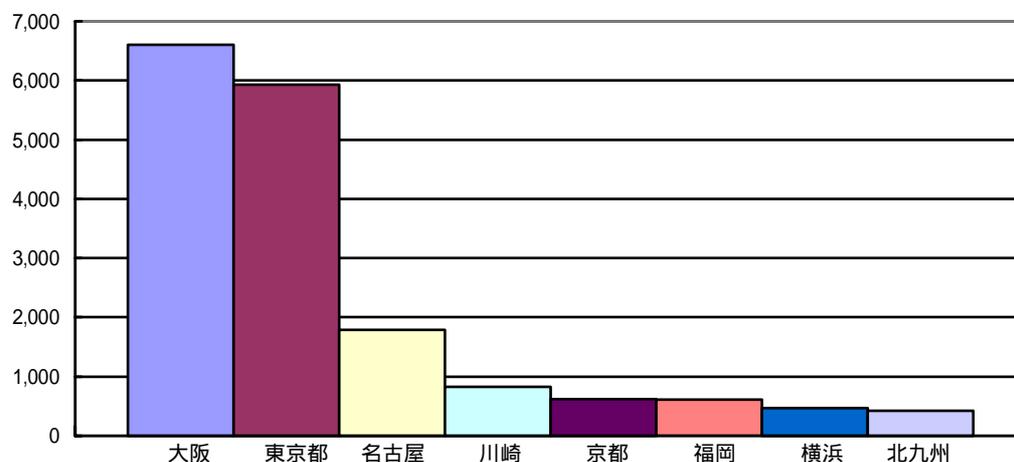
全国では 25,296 人、都道府県別にみると、大阪府 (7,757 人)、東京都 (6,361 人)、愛知県 (2,121 人)、都市別にみると、大阪市は 6,603 人、次いで東京都 23 区が 5,927 人、名古屋市が 1,788 人、川崎市が 829 人、その次に京都市が 624 人で、指定都市 (東京都 23 区を含む) の中で 5 番目に多い状況にあります。

なお、前回 (平成 12 年) に本市独自で行った調査結果の 492 人より、132 名多い (127%増) 結果となっています。

また、市内においては、京都駅を抱える下京区や大型商業ビル及び地下街等を抱える中京区等の中心部に多い状況となっています。

指定都市等の状況

大阪	東京都 23区	名古屋	川崎	京都	福岡	横浜	北九州
6,603人	5,927人	1,788人	829人	624人	607人	470人	421人

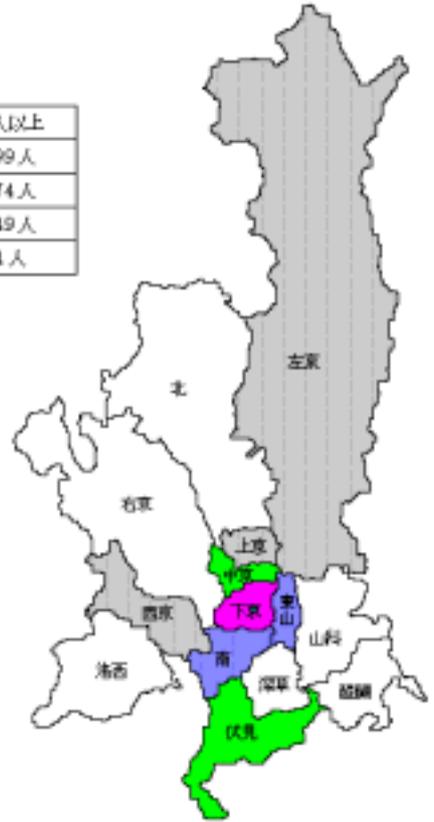


(23区)

各区・支所別内訳

北	上京	左京	中京	東山
16人 (3人)	35人 (6人)	47人 (8人)	97人 (41人)	52人 (13人)
山科	下京	南	右京	西京
12人 (5人)	152人 (5人)	55人 (42人)	19人 (17人)	33人 (22人)
洛西	伏見	深草	醍醐	
4人 (3人)	82人 (58人)	11人 (2人)	9人 (1人)	
合計				
624人 (132人)				

100人以上
75～99人
50～74人
25～49人
0～24人

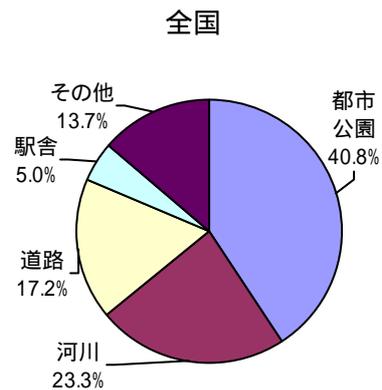
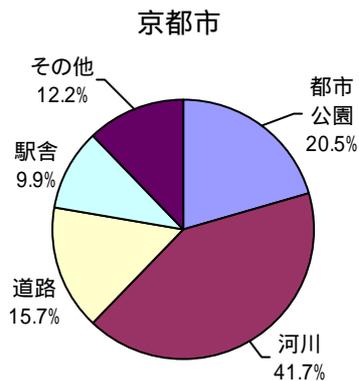


()内は平成12年調査時との比較

(イ) ホームレスが生活している場所

「河川(河川敷や橋梁下)」が260人(41.7%)と最も多く、次いで「都市公園」が128人(20.5%)、「道路」が98人(15.7%)といった状況にあり、全国結果(「都市公園」が40.8%で最も高い)と比べて、鴨川等の「河川」で生活しているホームレスが多いということが本市の特徴といえます。

	都市公園	河川	道路	駅舎	その他	合計
男	126人	228人	82人	54人	55人	545人
女	0人	9人	3人	2人	6人	20人
不明	2人	23人	13人	6人	15人	59人
合計	128人 (20.5%)	260人 (41.7%)	98人 (15.7%)	62人 (9.9%)	76人 (12.2%)	624人
全国	10,310 (40.8%)	5,906人 (23.3%)	4,360人 (17.2%)	1,254人 (5.0%)	3,466人 (13.7%)	25,296人



イ 京都市におけるホームレスの特徴

比較的年齢が若く、ホームレス期間が短期であり、ホームレスになるまでに比較的安定した生活基盤を持っていた者が多く、かつ、就労による自立意欲が高い者が多いことから、今後、就業の機会が確保されるならば安定した社会生活を営むことが可能なホームレスの割合が高い。

福祉サービス等を利用するホームレスの割合が高い。

比較的年齢が若く、ホームレス期間が短期であり、ホームレスになるまでに比較的安定した生活基盤を持っていた者が多く、かつ、就労による自立意欲が高い者が多いことから、今後、就業の機会が確保されるならば安定した社会生活を営むことが可能なホームレスの割合が高い。

「きちんと就職して働きたい」ことを望む者の割合は、全国よりも 15 ポイント以上高く、また、「現在求職活動をしている」者の割合も全国よりも 12 ポイント高く、更に、就労による自立を支援する施設である「『自立支援センター』の利用を希望する」者の割合も全国より 30 ポイント以上高いことから、就労による自立意欲が高いことがうかがえます。

また、比較的年齢が若く、「今回のホームレス期間が1年未満」であり、しかも、「直近の仕事が常用」でホームレスになるまでは比較的安定した生活・収入基盤を持っていた者が半数以上であることから、これらの者は、就業の機会が確保されるならば安定した社会生活を営むことが可能と考えられます。

	本市	全国
・「きちんと就職して働きたい」ことを望む者	65.9%	49.7%
・現在求職活動をしている者	44.3%	32.0%
・「自立支援センター」の利用を希望する者	70.5%	38.9%
・平均年齢	54.1 歳	55.9 歳
・今回のホームレス期間が1年未満の者	51.6%	30.7%
・直近の仕事が常用の者	56.5%	39.8%

福祉サービス等を利用するホームレスの割合が高い。

「野宿前又は野宿中に福祉事務所への相談歴のある」者の割合及び「野宿生活をしてから、何らかの支援を受けたことがある」者の割合が、それぞれ全国よりも 20 ポイント以上高い状況にあります。京都市下京福祉事務所において実施している食糧援護の利用者が、1 箇月当たり約 3,500 件を超えていることから、福祉サービス等を利用するホームレスの割合が高い状況がうかがえます。

	本市	全国
・野宿前又は野宿中に福祉事務所への相談歴のある者	63.6%	33.1%
・野宿生活をしてから、何らかの支援を受けたことがある者	93.2%	72.9%

2 京都市におけるホームレス支援施策の概要

京都市においては、これまで、福祉及び医療関係を中心にホームレス支援施策を実施してきており、一定、成果をあげておりますが、最近では、国の基本方針に示されているように、就業の機会の確保を初めとした、総合的な支援が必要な状況になっております。

(1) 生活相談及び医療等の確保

各福祉事務所（市内 11 区 14 箇所）で生活相談を実施し、必要に応じて生活保護を適用していますが、とりわけ JR 京都駅周辺を所管し、市内においてホームレスが最も多い京都市下京福祉事務所において、集中的に各種援護施策を実施しています。

医療やこころのケアが必要なケースについては、保健所と連携し、医療機関での受診や入院等の対応を行っています。

(2) 食糧援護

パン・牛乳を京都市下京福祉事務所において支給しています。

（土・日以外）

(3) 京都市中央保護所（以下「中央保護所」という。）における入所援護

生活保護法に規定する更生施設である中央保護所（定員 50 名）において、入所希望者の身体状況等を勘案し、生活保護を適用のうえ、宿泊、食事及び入浴等の提供を行っています。

(4) 入浴・洗濯等の場所の提供

中央保護所入所者以外のホームレスに対しても、毎週火曜日（女性は金曜日も実施）に、入浴及び洗濯等のために、中央保護所の設備を提供しています。

(5) 年末年始宿泊援護等事業

年末年始期において、中央保護所の入所人員枠の拡大を一時的に行い、また、簡易旅館等を借り上げ、宿泊、食事及び入浴等の提供を行っています。

また、越年時に宿泊援護を受けない人を対象に、食事券（弁当券）及び風呂券の支給等を行っています。

(6) 京都市中央保護所入所者自立支援事業

就労による自立を目指す意欲と能力がある 45 歳から 64 歳までの人を対象に、中央保護所に入所枠を設定し、入所中に求職活動を支援する京都市中央保護所自立支援事業を実施しています（対象者：1 箇月 8 名）。

(7) 女性簡易宿所提供事業

簡易旅館の 2 室を通年で借り上げ、女性に対する宿泊場所等の提供を行っています。なお、必要に応じて、京都府婦人相談所も入所を受け入れています。

(8) 就労支援員派遣事業

ホームレス等を対象とし、就労に関する適切な支援（求人情報の提供、履歴書の作成や求人面接を受けるに当たってのアドバイスなど）を行うための就労支援員を下京福祉事務所等へ派遣し、個々の状況に応じた就労支援を実施しています。

(9) 小規模共同生活支援事業

長年の野宿生活等のために基本的な生活習慣、金銭管理能力や社会適応能力に課題があり、単身での居宅生活に困難を抱える概ね 60 歳以上の者等を入所（生活保護適用）させ、生活指導員を配置したうえで、生活指導等を行い、自立（独力での居宅生活）を図る小規模共同生活支援事業を実施する法人に対して、人件費を助成しています。

(10) 自立生活支援員派遣事業

中央保護所入所中のホームレスに対して、居宅生活に向けた生活能力等の状況把握を行うとともに、このうち居宅確保の処遇方針が決定した者に対しては、居宅生活開始前後に集中的な生活支援を行い、自立した居宅生活の安定を図るために自立生活支援員を中央保護所へ派遣しています。

(11) 結核検診の実施

ホームレスが多く集まっている京都駅周辺を所管する京都市下京保健所においては、福祉事務所及び N G O 等民間団体と連携して結核検診を実施し、必要に応じて医療機関への受診に繋いでいます。

(12) その他

財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンターが、就労による自立意欲が高い者を対象として、3 箇月間入所（最長 6 箇月）させ、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うとともに、職業相談事業を中心とした社会生活に向けての指導援助を展開し、就労による自立を目指すための施設である「ソーシャルホーム」（定員 13 名）の運営を行っています。

第三 ホームレス支援施策の推進方策

1 目標及び取組の三つの柱

国の基本方針では、就業の機会、安定した居住場所の確保、保健及び医療の確保、人権の擁護等、ホームレスの課題に対する12の取組方針が示されています。

本市では、これらの取組方針を踏まえて、また、本市のホームレスの現状や取組可能な施策等を総合的に勘案しながら、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に「取組の三つの柱」を定め、目標を達成するために10の重点取組項目を設けて、これに基づいた施策の実施計画を樹立して、目標を達成しようとするものです。

【目標】

ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること

【取組の三つの柱】

- (1) 自立支援施策の推進
- (2) 総合的な支援
- (3) 地域社会における理解と民間団体等との連携による支援

(1) 自立支援施策の推進

就労による自立を支援する施設である「自立支援センター」の設置を中心とした、個々のホームレス自立支援施策を推進します。

京都市ホームレス自立支援センター（仮称）

設置箇所：1箇所（所在地は未定）

定員：20名

入所期間：原則3箇月（最長6箇月以内）

設置時期：平成16年10月（予定）

(2) 総合的な支援

基本方針によれば、ホームレスの自立支援に際しては、「就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した住居の場所が確保されることが必要である。その他保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある」とされています。

このことを踏まえて、本市内はもとより、国及び京都府も含めた関係行政機関が密接に連携したうえで、個々の自立支援施策を、ホームレスの状況に応じて有効かつ速やかに活用しながら、総合的な支援を推進します。

(3) 地域社会における理解と民間団体等との連携による支援

ホームレスの地域での自立を支援するうえで、ホームレス問題についての地域社会の理解と、ホームレスを日常的に支援している民間団体等との連携は不可欠です。地域社会の理解に向けて、市民啓発等を推進するとともに、民間団体等との連携・協力を努めます。

2 具体的な取組方策

本市においては、目標を達成するために10の重点取組項目を設けて、ホームレスの自立の支援を推進していきます。

(1) ホームレス自立支援事業の推進

平成16年10月に設置予定の自立支援センターを中心に、就労による自立意欲を有するホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導援助等を行うとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する「ホームレス自立支援事業」の推進に努めます。

なお、現在、中央保護所を拠点として実施している自立支援事業のあり方については、自立支援センター設置後に見直します。

ア 自立に向けた日常生活上必要なサービスの提供等

自立支援センターの利用者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活上必要なサービスを提供するとともに、医療が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等が連携のうえ、必要な医療の確保に努めます。

イ 自立支援プログラムの作成

自立支援センター入所時に、過去の生活状況や職歴等を把握のうえ、ホームレス個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定等により、きめ細かな自立支援を実施します。

ウ 職業相談の実施

自立支援センター利用者に対して、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行うなど、積極的な就労支援を行い、自立支援センター利用者の就労率40%を目指します。

エ 生活相談その他自立生活に向けての総合的な支援

自立支援センター利用者に対して、生活相談や社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、住宅保証人の確保、住宅情報の提供、その他自立生活に向けての総合的な支援を行います。

オ 退所者等に対するアフターケアの実施

就労により自立支援センターを退所した者のアフターケアに十分配慮します。

また、利用期間中に就職活動を十分に行ったにも関わらず、就労による自立ができなかった場合、または、利用期間中に傷病等により就労が困難となった場合は、福祉事務所と連携して適切な処遇の確保に努めます。

(2) 就業機会の確保

ホームレスの就業による自立を図るために、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

ア きめ細かな職業相談の実施

ホームレスの就業ニーズに的確に対応することができるように、自立支援センター等において、インターネット等を活用した求人情報の収集に努めるとともに、きめ細かな職業相談を実施するため、公共職業安定所等と連携していきます。

イ 職業訓練機会の確保

求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図るために、京都府及び公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労に資する技能修得を目的とした職業訓練の機会の提供に努めます。

ウ 「ホームレス就労支援連絡会議」(仮称)の設置

「ホームレス就労支援連絡会議」(仮称)を設置し、京都労働局及び京都府との連携により、ホームレスの就業機会の確保や、就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図るための企画を検討します。

エ 事業主等に対する啓発活動の実施

ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動の実施に努めます。

(3) 安定した居住場所の確保

就業の機会の確保や福祉施策の活用等を通じて、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となった者に対し、安定した居住場所を確保するためのきめ細かな支援等を行います。

ア 保証人確保に向けた支援団体との連携

ホームレスの多くが、家族や親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、「京都自立支援バックアップセンター」(保証人斡旋事業を実施)との連携等により支援します。

イ 市営住宅における単身者向募集制度の活用等

中高年の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、市営住宅における単身者向募集制度の活用等に配慮します。

ウ 民間住宅の情報提供

自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう関係団体に働きかけます。

エ その他

ホームレスは、公営住宅の入居要件となる住民票が設定されていないなどの課題のある場合も少なくないため、諸手続に関するきめ細かな支援を行います。

(4) 生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、ホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関の強い連携に基づいた総合的な相談体制の確立が必要です。

ア 福祉事務所及び関係機関が行う生活相談による総合的なニーズの把握

福祉事務所及び関係機関における生活相談を、民間団体と連携しながら実施することにより、ホームレス個々の状況に応じた総合的なニーズの把握に努めます。

イ 居宅生活に向けた支援等が必要な者に対する支援

安定した居宅生活に向けた支援が必要と判断される者に対し、「ホームレス自立生活支援員」の派遣や「小規模共同生活支援施設」への入所等によりきめ細かな支援を行います。

なお、居宅生活が困難と認められる場合には、社会福祉施設等への入所を検討します。

ウ 女性ホームレスへの性差に配慮した支援

女性のホームレスに対しては、女性簡易宿所提供等の活用を図りつつ、性差に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、京都府婦人相談所等の関係機関と連携強化に努めます。

エ 債務問題等を抱える者への支援

ホームレスの中には債務等の法律的な問題を抱える者が少なくないことから、これらの者に対し、京都弁護士会との連携による法律相談等の実施を検討します。

オ その他

食糧援護及び年末年始宿泊援護事業等、現在実施している福祉施策については、今後も継続して実施するとともに、中央保護所における入所援護については、入所者の生活指導等の一層の充実に努めます。

(5) 保健及び医療の確保

ホームレスは、その置かれている生活環境から衛生状態の改善が困難なことが多く、その結果、こうした状態を抜本的に解消するためには、自立へ向けた取組が肝要です。

しかしながら、自立に至らないホームレスについては、個々の心身状況に応じた適切な医療の確保や結核対策、こころのケア等が必要であり、福祉事務所と保健所の連携はもとより、広く積極的にホームレスの支援を行っているN G O等民間団体と連携した取組を行っていきます。

ア 適切な医療の確保

福祉事務所や保健所における相談の中で、医療を必要とする者に対しては、福祉事務所と保健所が連携して適切な治療や入院ができるよう支援していきます。

また、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬入された場合については、早急の実態を把握したうえで、生活保護による適切な保護に努めます。

イ 結核対策

ホームレスは、生活環境が良好でなく、受診機会も少ないことから、保健衛生上、結核対策は特に重要です。

しかし、住所が定まらないホームレスの場合、結核に罹患し、医療機関での治療を受けても、継続的な受診や服薬指導が困難な場合が多く、不完全な治療による再発や薬剤耐性化を防ぐため、N G O等民間団体と連携した取組が必要です。

(ア) 各保健所・支所においては、医療機関から結核予防法に基づくホームレスの入院届出があった場合、面接調査を行い、服薬指導等を継続して行います。

(イ) 福祉事務所における生活相談時や施設入所時等において、結核に罹患している可能性のあるホームレスがいる場合は、福祉事務所と保健所は連携して速やかに検診を実施し、精密検査や入院治療等が必要な場合には、医療機関での受診や入院ができるよう支援していきます。

(ウ) ホームレスが多い地域においては、保健所は、ホームレスの支援を広く積極的に行っているNGO等民間団体と連携して、結核検診の受診を働きかけ、疾病の早期発見に努めます。

そして、来所・受診時には、結核以外の疾病も含めて健康状態を把握し、必要に応じて福祉事務所と連携して医療機関での受診や入院に繋げていくとともに、服薬指導等を実施し、病状の悪化や他への感染等を防止します。

ウ ホームレスのこころのケア

ホームレスの中には、アルコール依存症をはじめとした精神疾患を抱え、対応が必要な場合があります。これらのこころのケアが必要なホームレスについては、保健所や京都市こころの健康増進センター等の精神保健福祉の関係機関及び福祉事務所が連携、協力し、必要に応じて精神保健福祉相談を実施するとともに、医療機関への受診等、専門機関に繋げるよう支援します。

(6) 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の生活困窮者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないとする観点から、適切な対応を行います。

ア 要保護者等の状況に応じ、原則として、医療機関への入院、京都市中央保護所への入所又は社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊施設（「京都市小規模共同生活支援事業」実施施設を含む。以下同じ。）の利用により、必要な保護の適用を検討します。

なお、要保護者等が女性である場合には、この他に京都府婦人相談所又は女性簡易宿所の利用もあわせて検討します。

イ 無料低額宿泊施設を利用する要保護者については、居宅の例に準じて保護を適用します。

ウ 前記ア及びイによる要保護者等のうち、引き続き保護が必要で、病院・施設等の指導、指示を遵守し、入院・入所期間中における生活状況等から退院・退所後の居宅生活が可能と判断される者については、居宅による保護を適用します。

(7) ホームレスへの理解の促進と人権擁護

「京都市基本計画」に基づき、ひとりひとりが個人として尊重されるまちの実現をめざして、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図ります。

なお、人権教育・啓発活動の実施に当たっては、各局・区等が連携をとり、総合的に推進します。

ア 啓発の実施

ホームレスの実情について理解を促進し、偏見や差別意識を解消するため、憲法月間や人権月間等における研修会の開催やホームレスに関する人権パネルの作成等により、地域での人権啓発・教育を推進します。

イ 事案の適切な解決

ホームレスに対する暴力や嫌がらせ等が生じた場合には、関係機関が連携し、迅速な問題の解決に努めます。

(8) ホームレス等の安全確保

地域におけるホームレスへの被害防止等を目的に、警察と関係機関との緊密な連携のもとに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動等の実施に努めます。

(9) 地域における生活環境の改善

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、関係機関との連絡調整を行い、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき必要な措置を講じることにより、地域における生活環境の改善を図ることに努めます。

(10) 地域及び民間団体等との連携

ホームレスの自立支援施策を推進するに当たっては、地域の実情を把握している民生委員・児童委員及びホームレスに対する日常的な支援活動を実施している各種民間団体等が重要な役割を果たすことから、積極的に意見交換や情報交換を行いながら、連携や協力等を行います。

ア 地域での理解と連携

(ア) 地域福祉の推進

住民、公共的団体及び行政が対等の立場で協働し、地域福祉を推進していくための、「京(みやこ)・地域福祉推進プラン」(京都市地域福祉計画)に基づき、「区地域福祉推進委員会」の活動を通じて、地域社会におけるホームレスの理解と支援に努めます。

(イ) ボランティアの活動を促進する環境づくり

市民がボランティアに参加しやすい環境づくりを進めるため、「京都市福祉ボランティアセンター」等において、ボランティア活動への支援を行います。

(ウ) 民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員等については、ホームレスに関する研修会を開催し、ホームレスに関する諸問題の解決に向けた取組に努めます。

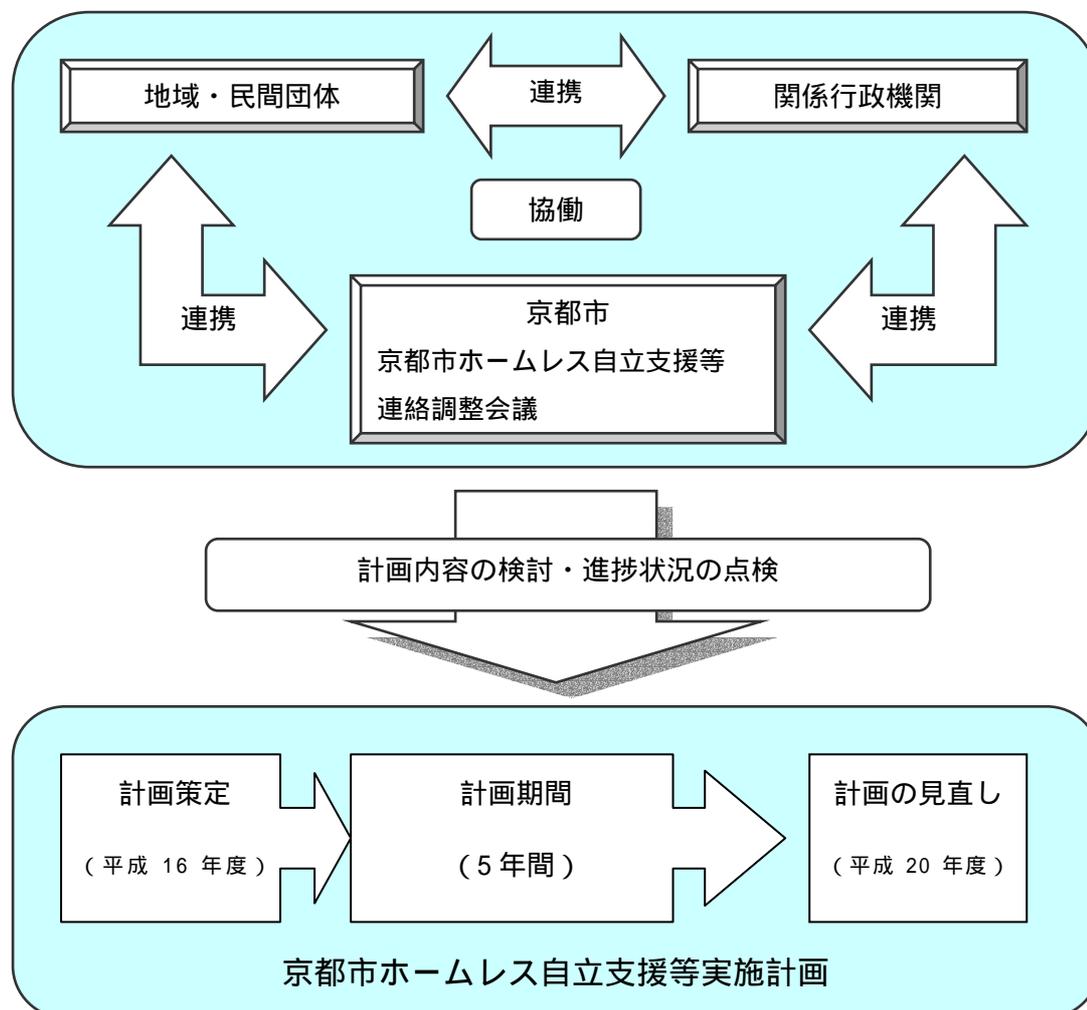
イ 民間団体との連携

(ア) 日常的にきめ細かなホームレス支援活動を実施している各種民間団体等と、適宜協議を行うなど、連携強化に努めます。

(イ) また、ホームレスに対して京都市が実施する各種施策について、必要に応じて民間団体に運営委託を行うなど、民間団体の能力の積極的な活用を図ります。

3 実施計画の推進体制

京都市，関係行政機関及び地域・民間団体等が連携して推進するとともに，計画の進捗状況を点検のうえ，5年後に課題等を明らかにして計画の見直しを行います。



京都市ホームレス自立支援等連絡調整会議

(目的)

京都市内のホームレスの自立支援等に関する問題について，関係部局及び関係機関等が連携を図り，総合的かつ横断的に取り組み，その解決に資するため。

(所掌)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)第9条第2項の規定による本市実施計画の策定に向けた検討

京都府が実施するホームレス対策事業等に係る連絡調整

その他，ホームレス問題に関する連絡調整

(施行日)

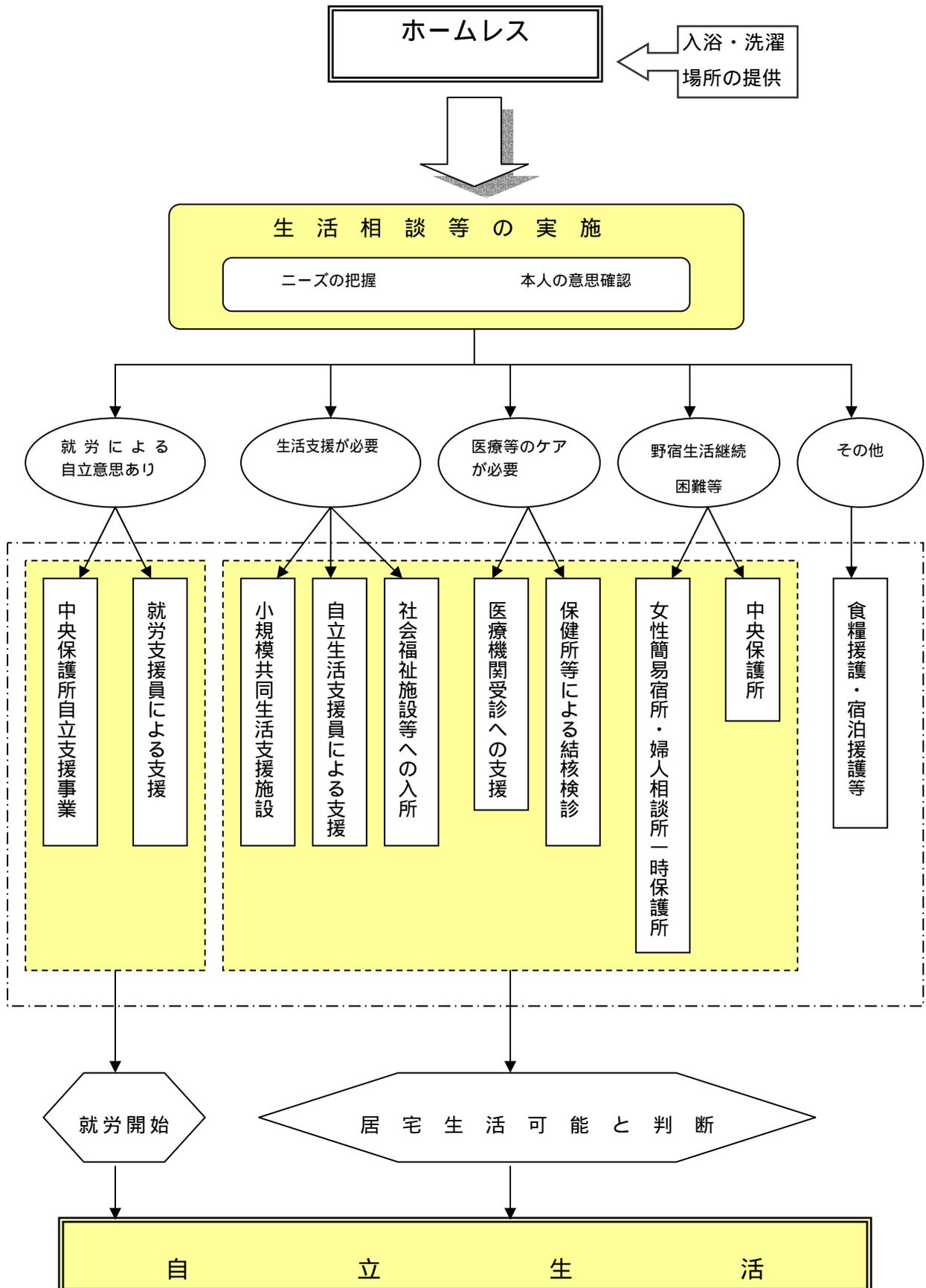
平成15年12月16日

< 重点取組項目の概要 >

重点取組項目	取組概要	主な実施施策等（予定も含む）
ホームレス自立支援事業の推進	ホームレス自立支援事業の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都市ホームレス自立支援センター」（仮称）を設置します。（平成 16 年 10 月予定）
就業機会の確保	きめ細かな職業相談を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所等との連携によりきめ細かな職業相談を実施します。
	京都労働局，京都府との連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ホームレス就労支援連絡会議」（仮称）を設置します。
	ホームレスの雇用差別の解消に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する人権啓発の取組の実施に努めます。
安定した居住場所の確保	安定した居住場所を確保するためのきめ細かな支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人の確保が困難な者に対し、「京都自立支援バックアップセンター」との連携等により支援します。 ・市営住宅単身者向募集制度の活用等に配慮します。 ・関係団体等から得られた低廉な家賃の民間賃貸住宅の情報を提供します。
生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援	居宅生活に向けたきめ細かな支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ホームレス自立生活支援員」を配置します。（平成 16 年 4 月） ・「小規模共同生活支援施設」との連携強化に努めます。
	女性ホームレスへの性差に配慮したきめ細かな支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性簡易宿所提供等の活用を図るとともに，京都府婦人相談所等との連携強化に努めます。
	負債問題等を抱えるホームレスに対し，きめ細かな支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・京都弁護士会との連携による法律相談等の実施を検討します。

重点取組項目	取組概要	主な実施施策等（予定も含む）
保健及び医療の確保	医療が必要なホームレスに対して必要な支援を行います。 結核検診の受診機会の確保及び罹患者に対する適切な支援を行います。 ホームレスのこころのケアを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所，保健所及び民間団体等との連携に努めます。 ・こころの健康増進センター等の精神保健福祉関係機関が連携・協力し，精神保健福祉相談を実施します。
生活保護法による保護の実施	生活保護の適用が必要なホームレスに対しては，適切な保護を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じて，原則として，医療機関や各種施設を利用しながら，退院・退所後居宅生活可能な場合は，居宅による保護を適用します。
ホームレスへの理解の促進と人権擁護	ひとりひとりが個人として尊重されるまちの実現を目指して，ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間や憲法月間等における人権研修の開催や人権パネルの作成等，人権啓発・教育に関する取組を行います。
ホームレス等の安全確保	地域におけるホームレス等の安全確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・警察等の関係機関との連携により，地域安全活動等の実施に努めます。
地域における生活環境の改善	公共施設の適正な利用の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者は，ホームレス自立支援施策と連携を図る中で，適正利用の確保に努めます。
地域及び民間団体等との連携	ホームレスの地域における自立を支援するため，地域での理解や民間団体等との連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「区地域福祉推進委員会」の活動を通じて，地域におけるホームレスの理解と支援に努めます。 ・民間団体等と適宜必要な協議を行う等，連携を強化します。

<これまでのホームレス支援の流れ>



<今後のホームレス支援の流れ>

